

随意契約理由

令和6年(2024年)8月29日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	令和6年度インターネット専用端末用モバイルルーター回線使用
契約内容	令和6年度インターネット専用端末用モバイルルーター回線使用
契約締結日 及び契約期間	令和6年6月21日 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	ソフトバンク株式会社 西日本営業本部 大阪府大阪市北区小松原町2番4号
契約金額	2,277,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>ソフトバンクは、令和3年度に入札にて調達した「インターネット専用端末用モバイルルーター回線」の納入事業者である。</p> <p>当該業者は機器の継続利用が可能で入れ替え作業が発生しない唯一の業者であり、機器入れ替えの作業負担や各課での業務への影響を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p> <p>また、通信費についても前回入札時に市場価格と比較し非常に安価であることが確認されている。</p>